

利子補給金の一括申請について(ご案内)

みどり市では、中小企業者の経営安定を図るために必要な事業資金について、支払利子の一部を補給することにより、地域産業の活性化を支援しています。

みどり市商工会で、利子補給金を申請する方は、下記期間内に商工会館までお越しください。

○申請日 令和7年**1月7日(火)・8日(水)・9日(木)**

午前9時から午後4時30分まで

※正午から午後1時は休憩時間となります。

○申請場所 **みどり市商工会館 (1階 役員室)**

同 東支所 (1階 事務室)

※**東支所は1月9日(木)のみの受付となります。**

※申請期間を厳守してください。期間内に申請が無い場合及び納税証明書の日付が期限外の場合は、利子補給金は支給されかねませんので十分ご注意ください!
(申請書・同意書は商工会ホームページよりダウンロードできます。)

申請に必要なもの・・・必ずご用意ください!

①申請書・・・「**利子補給金交付申請書**」

②同意書・・・「**お客様の情報の利用に関する同意書**」

※同意書の提出がない場合は、受け付けできません。

③印鑑・・・**個人は個人印、法人は代表者印**

④預金通帳・・・申請者名義の口座へ振り込みます。

⑤返済明細書・・・**金融機関から借入時に発行された書類。**

⑥納税証明書・・・「**未納税額の無いことの証明書**」

(大間々庁舎・東庁舎 市民生活課にて1通300円で発行します。)

※期間内(1/6~1/9)に発行された証明書をご使用ください。

⑦申請手数料・・・**会員事業所は申請件数に関わらず、1事業所につき1,100円**

(会員外は申請1件につき3,300円)

※ 必要書類がすべて揃わない場合は、受け付けできませんのでご注意ください。

※ 申請された方は、商工会で一括して「利子支払証明書」を請求しますので、個別に金融機関から発行していただく必要はありません。

※ みどり市商工会での受け付けは、当会会員及び大間々町・東町の方が対象です。

《裏面も必ずご確認ください》

【みどり市利子補給制度】

1. 申請ができる方

☆個人……みどり市内に住所かつ事業所がある中小企業者

☆法人……みどり市内に事業所がある中小企業者

☆市税を完納している者

市税・……市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

※申請時は、みどり市で発行する「未納税額のないことの証明書」（令和7年1月6日～9日発行）を必ず提出してください。指定発行日以外の書類は商工会で受付できませんため、ご注意ください。

2. 対象となる資金

☆日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）、商工組合中央金庫から融資された制度資金

☆銀行、信用金庫、信用組合から融資された国・県・市の制度資金

☆商工貯蓄共済融資あっせん制度により融資された制度資金

※各金融機関から直接の融資資金（プロパー融資）は対象となりません。

※新型コロナウイルスの影響による売上減少者を対象とする「特別利子補給」を受けた融資口は本補給金の対象となりません。（ただし、特別利子補給の対象期間を経過した場合の融資口は対象となります。）

3. 補給される期間

☆対象資金の貸付期間（償還まで）

4. 補給される金額

☆令和6年1月1日～令和6年12月31日までの1年間に支払った利息に対して、次の式で計算された金額

$$\boxed{\text{支払利子額（1年分合計）}} \times \boxed{\text{補給率（20\%）}} = \boxed{\text{利子補給金}}$$

※補給率は予算の範囲内で20%以内です。計算された利子補給金は1,000円未満切り捨てとなりますので、支払利子額が5,000円に満たない場合、補給金はゼロとなります。（年間支払利子額が10,000円で補給金2,000円、20,000円で4,000円です。）

※同一事業者が複数利子補給を申請する場合、利子補給金の合計が45万円を超えるときは、45万円が限度額となります。

《お問い合わせ先》

みどり市商工会（本所 TEL 73-6611・支所 TEL 97-2201）